

平成30年第5回瑞浪市教育委員会定例会会議録

(要点筆記)

日 時 平成30年4月26日(木) 13時30分開会

場 所 瑞浪市役所 4階 全員協議会室

日程第1 前回会議録の承認

日程第2 本日の会議録署名委員の指名

日程第3 議 事

出席者

瑞浪市教育委員会

教育長	平 林 道 博
1 番	加 藤 博 之
2 番	山 田 幸 男
3 番	五 嶋 久 年
4 番	柴 田 洋 子

説明のため出席した事務局職員

事務局長	奥 村 勝 彦
事務局次長兼	
学校教育課長兼	工 藤 仁 士
学校給食センター所長	
教育総務課長	酒 井 浩 二
社会教育課長	大 山 雅 喜
スポーツ文化課長	工 藤 嘉 高

職務のため出席した事務局職員

教育総務課長補佐	鈴 木 友 恵
教育総務課総務係	安 藤 みちる

教育長

13時30分、本日の委員会定例会の開会を宣言する。

—市民憲章朗誦—

日程第1、前回会議録の承認を行う。

平成30年第4回教育委員会定例会の会議録に、3番五嶋久年委員と4番柴田洋子委員が承認の署名を行う。

—署名—

教育長

日程第2、本日の会議録署名委員の指名を行う。

本日の会議録署名委員は、教育長において、1番加藤博之委員と2番山田幸男委員の2名を指名する。

教育長

日程第3、「教育長諸般の報告」に移る。

教育長

平成30年度が始まった。教育長の研修としては、東濃地区教育長会、都市教育長会合同研修会、県教育委員会市町村教育長研修会、東海北陸都市教育長協議会に出席した。年度当初であり、それぞれの課題や方針などの交流を行った。その中で、小学校の卒業式に羽織、袴で参加する児童が増えているとの意見が出た。本市では進学先の中学校の制服を着用するため、そのような事例はないが、他市では増加しているとのことだ。

校長会、教務主任会等では、年度当初にあたり今年度の教育委員会の方針3つを説明した。1つ目は瑞浪北中学校の開校に向けた準備を着実に進めること。2つ目は教員の働き方改革を推進すること。3つ目は新しい教育への備えを充分行うことである。新しい教育とは、小学校での英語教育の開始や道徳の教科化、ICT教育などである。特にICT教育については、タブレット端末の導入が予算化されたことから、授業での活用を努めるよう指示した。

教育長

日程第4、議事に移る。

「承第1号 専決処分の承認について」について、事務局から説明を求める。

社会教育課長

【議案資料より説明】

教育長

事務局から提案説明があつたが、質疑はあるか。

山田委員

本定例会には、さまざまな委員の委嘱について上程されているが、本案だけ専決処分されている理由はどのようなか。

社会教育課長

今回から各地区からの選出区分を見直したため、推薦が遅れたことなどにより、前回までのように3月定例会への上程は間に合わなかった。

社会教育委員には、条例に「委員が欠けたときは20日以内に補充しなければならない」という規定があり、前任者の任期は平成30年3月31日までであったため、20日以内の委嘱を行うために専決とした。次回は、3月定例会へ上程できるよう早めに対応する。

- 加藤委員 11名中、新規委員が9名だが、会の運営に支障はないか。
- 社会教育課長 問題ない。
- 教育長 新任委員には会務に早く慣れ、力を発揮していただけるよう役割などをよく説明してほしい。
- 教育長 他に質疑はあるか。
- 各委員 質疑なし。
- 教育長 それでは、質疑を終結し、採決を行う。「承第1号 専決処分の承認について」を原案のとおり承認することに異議はないか。
- 各委員 異議なし。
- 教育長 異議ないものと認める。よって「承第1号」は原案のとおり決する。
- 教育長 つづいて「議第26号 瑞浪市教育委員会点検評価委員の委嘱について」を議題とする。本案について事務局から説明を求める。
- 教育総務課長 **【議案資料より説明】**
- 教育長 事務局から提案説明があったが、質疑はあるか。
- 教育長 どのように選出されているのか。
- 教育総務課長 教育関係団体に推薦依頼をしている。
- 加藤委員 「その他教育長が適当と認める者」という区分で選出された委員について、公正、公平な点検評価を行う上で支障はないか。
- 教育総務課長 「その他」の選出区分という位置づけであり、問題はない。
- 教育長 他に質疑はあるか。
- 各委員 質疑なし。
- 教育長 それでは、質疑を終結し、採決を行う。「議第26号 瑞浪市教育委員

会点検評価委員の委嘱について」を原案のとおり承認することに異議はないか。

各委員

異議なし。

教育長

異議ないものと認める。よって「議第26号」は原案のとおり決する。

教育長

つづいて「議第27号 瑞浪市図書館協議会委員の委嘱について」を議題とする。本案について事務局から説明を求める。

社会教育課長

【議案資料より説明】

教育長

事務局から提案説明があったが、質疑はあるか。

五嶋委員

全員が新任ということか。

社会教育課長

そのとおりである。

教育長

主な職務はどのようなか。

社会教育課長

図書館は平成20年度から指定管理者制度を導入しており、指定管理業務が適正に実施されているかなどの確認や意見交換を行っている。協議会は、年に2回開催する。

教育長

会の実施後、教育委員会にも内容を報告してほしい。

教育長

他に質疑はあるか。

各委員

質疑なし。

教育長

それでは、質疑を終結し、採決を行う。「議第27号 瑞浪市図書館協議会委員の委嘱について」を原案のとおり承認することに異議はないか。

各委員

異議なし。

教育長

異議ないものと認める。よって「議第27号」は原案のとおり決する。

教育長

つづいて「議第28号 瑞浪市学校給食センター運営委員の委嘱について」を議題とする。本案について事務局から説明を求める。

事務局次長

【議案資料より説明】

教育長

事務局から提案説明があったが、質疑はあるか。

教育長	他の委員会等との違いとして、教育長と事務局長が含まれているが、どのような意図があるのか。
事務局次長	確認の上、後日報告する。
五嶋委員	委員の中に安全性や衛生などの専門家はいるが、財務状況を点検する人がいないようだ。必要ではないか。図書館協議会委員についても同様のことが言える。
社会教育課長	そのような役割も図書館協議会委員の役割に含まれている。また市の会計監査の対象ともなっている。
事務局次長	学校給食センター運営委員も同様である。
事務局長	給食センターの財務は、人件費や維持管理費のように市の一般会計教育費で管理するものと、保護者が支払う給食費や材料費など、公会計外の保管金会計で管理しているものがある。公会計外の財務の適正な管理を確保するためにも事務局長が委員に位置付けられていると考える。
教育長	五嶋委員の意見も参考とし、教育委員会としてもしっかり管理していくことが重要だ。
教育長	他に質疑はあるか。
各委員	質疑なし。
教育長	それでは、質疑を終結し、採決を行う。「議第28号 瑞浪市学校給食センター運営委員の委嘱について」を原案のとおり承認することに異議はないか。
各委員	異議なし。
教育長	異議ないものと認める。よって「議第28号」は原案のとおり決する。
教育長	つづいて「議第29号 平成30年度学校評議員の委嘱について」を議題とする。本案について事務局から説明を求める。
事務局次長	<b>【議案資料より説明】</b>
教育長	事務局から提案説明があったが、質疑はあるか。
教育長	来年度から新規か継続かを付記するとよい。
加藤委員	評議員は各校区からの推薦か。日吉小・中学校には市議会議員が入っ

	ているが、選出区分に市議会議員を含むとの規定があるのか。
事務局次長	規定はない。校長、園長からの推薦である。日吉小・中学校についても、校長の裁量で決めている。
教育長	選出区分が「市議会議員」となっているが、「肩書き」の意か。
事務局次長	肩書きである。
事務局長	評議員は、規則により当該学校の職員以外の者で教育に関する理解及び識見を有するものうちから校長の推薦により、教育委員会が委嘱する。「選出区分」は、教育委員に審議していただくための参考として掲載したものだ。
五嶋委員	どのような役割を担うのか。また、年に何回開催されるのか。
事務局次長	年 3 回は開催するよう指示している。初回は学校の方針説明、2 回目は授業参観や方針に関する進捗報告、3 回目は自己評価について意見をいただくというのが一般である。
五嶋委員	小中学校ともに評議員となっている人は、年 6 回出席するということか。
事務局次長	そのとおりである。
教育長	他に質疑はあるか。
各委員	質疑なし。
教育長	それでは、質疑を終結し、採決を行う。「議第 29 号 平成 30 年度学校評議員の委嘱について」を原案のとおり承認することに異議はないか。
各委員	異議なし。
教育長	異議ないものと認める。よって「議第 29 号」は原案のとおり決する。
教育長	つづいて「議第 30 号 平成 30 年度教科用図書東濃採択地区協議会の設置について」を議題とする。本案について事務局から説明を求める。
事務局次長	<b>【議案資料より説明】</b>
教育長	事務局から提案説明があったが、質疑はあるか。
加藤委員	平成 30 年度に採択を検討する教科はなにか。

事務局次長	平成 31 年度から使用する中学校用道徳と小学校の道徳以外の教科書である。小学校については、採択替えはなく 3 年前に採択したものを引き続き採用することについて協議していただく。
山田委員	承認事項の 1 つとして「協議会の協議結果に基づき採択すること」とある。協議会規約第 14 条には「各市教育委員会において、採択についての協議が整わない場合は、再度協議会を開くことができる」とある。齟齬はないか。
事務局次長	5 市の意見が一致するまで協議を行う。5 市の協議が整ったものを採択するので、それまでは意見を言うことができる。
教育長	他に質疑はあるか。
各委員	質疑なし。
教育長	それでは、質疑を終結し、採決を行う。「議第 30 号 平成 30 年度教科用図書東濃採択地区協議会の設置について」を原案のとおり承認することに異議はないか。
各委員	異議なし。
教育長	異議ないものと認める。よって「議第 30 号」は原案のとおり決する。
教育長	つづいて「議第 31 号 平成 30 年度教科用図書東濃採択地区協議会委員の選出及び研究員の委嘱について」を議題とする。 本議題については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 7 項のただし書きに該当するため非公開とすることについて、異議はないか。
各委員	異議なし。
教育長	異議ないものと認める。よって「議第 31 号」は非公開とする。  (これより非公開)
教育長	それでは、質疑を終結し、採決を行う。「議第 31 号 平成 30 年度教科用図書東濃採択地区協議会委員の選出及び研究員の委嘱について」を原案のとおり承認することに異議はないか。
各委員	異議なし。
教育長	異議ないものと認める。よって「議第 31 号」は原案のとおり決する。

教育長 次に本日、追加上程のあった「議第32号 平成30年度瑞浪市教育研究所学校所員の委嘱について」を議題とする。

事務局次長 【議案資料より説明】

教育長 事務局から提案説明があったが、質疑はあるか。

加藤委員 学校所員の役割はどのようなか。また、1名は他の委員も委嘱されているが、負担が大きいのではないか。

事務局次長 学校所員は、教育研究所に常駐する所員2名とともに授業研究、研究授業の分析などを行う。当該教諭については、研究校での研修を積んできており、より一層力をつけさせたいということで校長より推薦を受けた。活動日は重ならない。

教育長 他に質疑はあるか。

各委員 質疑なし。

教育長 それでは、質疑を終結し、採決を行う。「議第32号 平成30年度瑞浪市教育研究所学校所員の委嘱について」を原案のとおり承認することに異議はないか。

各委員 異議なし。

教育長 異議ないものと認める。よって「議第32号」は原案のとおり決する。

教育長 以上で本日の日程が終了したので、平成30年第5回瑞浪市教育委員会定例会を閉会する。

14時30分 終了

上記会議録の正確なることを証するため、ここに署名する。

教 育 長

署名1番委員

署名2番委員

書 記